

平成27年3月6日
消費者庁

特定商取引法に基づく行政処分について

本日、中国経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中国経済産業局長が実施したものです。

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する 指示処分について

- 中国経済産業局は、「リキッドクラスター」と称する自動車の燃費向上機器の連鎖販売業者である株式会社エコプロジェクト（岡山県倉敷市）に対し、本日、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり違反行為の是正を指示しました。

【指示の内容】

特定商取引法に規定する連鎖販売取引に関する業務において、次の事項を遵守すること。

- (1) 同社又は勧誘者は、同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、同社の名称や特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにすること。
 - (2) 同社は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付すること。また、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合には、その連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付すること。
 - (3) 同社又は勧誘者は、同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當な勧誘を行わないこと。
- 認定した違反行為は、勧誘目的等不明示、書面不交付、適合性原則違反です。
 - 処分の詳細は、別紙のとおりです。
 - なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中国経済産業局長が実施したものです。

1. 株式会社エコプロジェクト（以下、「同社」という。）は、リキッドクラスターと称する自動車の燃費向上効果をうたう商品（以下、「本件商品」という。）を販売するにあたって、知人や友人に対し、電話等で「楽しいイベントの手伝いがあるので、紹介したい。」などと告げ、会社名や目的等を隠したまま同社の事務所等に誘い出し、本件商品を1口10万円（通常は5口50万円）で購入させ、これを知人等に紹介し、その知人が連鎖販売取引を契約すると“紹介料”や“配当金”と称する特定利益を収受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入代金である特定負担を伴う連鎖販売取引を行っていました。

また、同社は、契約書面について、「この契約書は、親にでも見つかったら説明できないだろうから、会社で預かっておきます。」などと説明し、契約に際しては概要書面や契約書面等を交付していませんでした。

さらに、勧誘を受ける消費者は給与収入の少ない20歳代前半の若者で、本件商品に係る5口50万円の契約を締結させるために、消費者を消費者金融の無人契約機に連れて行き、融資審査を通すために、消費者の年収等を実態より高めに申告させた上で、ローン契約を締結させていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同社の勧誘者は、連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、その相手方に対し、「楽しいイベントの手伝いがあるので、紹介したい。都合が良い日を教えて。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、同社の名称や特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていませんでした。

（勧誘目的等不明示）

(2) 同社は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとする際、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付していませんでした。また、その連鎖販売契約を締結した場合において、その相手方に対し、その連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していませんでした。

（書面不交付）

(3) 同社の勧誘者は、消費者金融から借入れしないと連鎖販売取引に係る特定負担の支払いが出来ない給与所得の少ない若者等に対して、財産の状況に照らして不適当な勧誘を行っていました。

（適合性原則違反）

【本件に関するご相談窓口】

本件に関するご相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。
お近くの経済産業局までご相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

株式会社エコプロジェクトに対する指示処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社エコプロジェクト
- (2) 代 表 者：代表取締役 西村 忠彰（にしむら ただあき）
- (3) 所 在 地：岡山県倉敷市中庄82番地3（登記簿上の住所）
※現在、同住所に同社は存在しない。
- (4) 資 本 金：200万円
- (5) 設 立：平成25年1月22日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：自動車の燃費向上機器「リキッドクラスター」

2. 取引の概要

株式会社エコプロジェクト（以下、「同社」という。）は、リキッドクラスターと称する自動車の燃費向上効果をうたう商品（以下、「本件商品」という。）を販売するにあたって、知人や友人に対し、電話等で「楽しいイベントの手伝いがあるので、紹介したい。」などと告げ、会社名や目的等を隠したまま同社の事務所等に誘い出し、本件商品を1口10万円（通常は5口50万円）で購入させ、これを知人等に紹介し、その知人が連鎖販売取引を契約すると“紹介料”や“配当金”と称する特定利益を収受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入代金である特定負担を伴う連鎖販売取引を行っていた。

また、同社は、契約書面について、「この契約書は、親にでも見つかったら説明できないだろうから、会社で預かっておきます。」などと説明し、契約に際しては概要書面や契約書面等を交付していなかった。

さらに、勧誘を受ける消費者は給与収入の少ない20歳代前半の若者で、本件商品に係る5口50万円の契約を締結させるために、消費者を消費者金融の無人契約機に連れて行き、融資審査を通すために、消費者の年収等を実態より高めに申告させた上で、ローン契約を締結させていた。

3. 指示の内容

特定商取引法（以下「法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に関する業務のうち、次の事項を遵守すること。

- (1) 同社又は勧誘者は、同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、同社の名称や特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにすること。
- (2) 同社は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付すること。また、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合においては、その連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付すること。

- (3) 同社又は勧誘者は、同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當な勧誘を行わないこと。

4. 指示の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的等不明示（法第33条の2）

同社の勧誘者は、連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、その相手方に対し、「楽しいイベントの手伝いがあるので、紹介したい。都合が良い日を教えて。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、同社の名称や特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。

(2) 書面不交付（法第37条第1項及び第2項）

同社は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとする際、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付していなかった。また、その連鎖販売契約を締結した場合において、その相手方に対し、その連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 適合性原則違反（法第38条第1項第4号、同法施行規則第31条第7号）

同社の勧誘者は、消費者金融から借入れしないと連鎖販売取引に係る特定負担の支払いが出来ない給与所得の少ない若者等に対して、財産の状況に照らして不適當な勧誘を行っていた。

5. 勧誘事例

【事例1】

平成25年9月、同社の勧誘者Zは、高校の先輩である消費者Aへ電話で、「楽しいイベントの手伝いがあるので、紹介したい。都合が良い日を教えて。」と、誘いの連絡をした。Aが、何があるのか尋ねても、Zは、「怪しくない。」「行ってみてからのお楽しみ。」と言うばかりで、AはZから「楽しいこと。」「私自身もやっている。」「たくさんの方がやっている。」という情報以外は得られず、不審に思った。Aは何度も断ったが、その後もZが、しつこくメールで、「今度はいつ空いているの。」と都合を聞いたので、Aは逃れられない感じになり、10月にAとZは、会うことになった。このやりとりの中で、Zは同社との取引に関係した話題は全く出さなかった。

当日、待ち合わせ場所からZは、Aを車でファミリーレストランに連れて行った。車中でも同社との取引に関係した会話はなく、AはZから「楽しみにしててくださいね。」と言われる程度だったが、店内に入ると同社の勧誘者Yのいる席に案内された。そこでYはAに対し「1口10万円で仲間になるとずっと永久的に年60万円もらえるのだから、絶対にお得だ。」などと言って同社が販売する

「リキッドクラスター」の売買契約勧誘を始めた。Aは、「親に相談させてくれ。」、「家で考えさせてくれ。」と言って、Yの勧誘を断っていたが、Yの勧誘がしつこく、Aはその場を何度も逃れようとしたが、Yが全く帰してくれなかったので、結局Aは、契約することに同意した。その後、Aは契約書のようなものに、名前と住所と携帯番号などを記載したが、Yは作成した契約書等の書面をAに渡さなかった。

【事例2】

平成25年9月、同社の勧誘者Xは、会社の元同僚である消費者Bを食事に誘った。食事が終わると、XはBに「真面目な話がある。」と話を切り出し、「今、私はすごい良い環境におる。ここが無いと人生やっていけん。ほんま楽しいところなんよ。」、「この取り組みを広めて行きたい。」、「まだやり始めてから1か月くらいしかたってないけ、詳しい話は事務所に行ってから。」というようなことを言った。Bは、何の話か分からなかったので、「何なん。」と聞くと、Xは、「大まかに言うとトラック業界の話。」と言った。Bは、何のことが全く分からなかったが、Xから、「次の日の仕事の後、行ける。迎えに行くから。」と言われ、翌日の仕事終わりに、XがBを迎えに行くことになった。これらのやりとりの中で、Xは同社の名称や商品の販売といった話は一切出て来なかった。

翌日XはBを車で迎えに行き、午後7時頃、同社の事務所へ連れて行った。Bは、事務所内で勧誘者Wに、同社の会員になり、リキッドクラスターを一口10万円で購入すると、年に3回の分配金があることや、口コミで知り合いに広めたら追加の報酬があることを説明され、「長い目で見ればプラスになるし、絶対損はさせん。」などと言って勧誘された。Bは「1回考えさせてほしい。」と言ったが、Wは「家族とか周りに相談しても分かってもらえんけ、説明せん方が良い。今日決めて帰って。」と言い、同席していたXも「とりあえず一緒に頑張ろうや。」と言ったので、Bは契約することにした。Bが事務所から帰る時は、深夜0時を回っていた。

その翌日、Bは同社の事務所でWから言われるとおり契約書に記入した後、契約金額をいくらにするかの話になり、契約金額が5口50万円に決まると、XとWはBを車で、消費者金融の無人契約機に連れて行った。無人契約機の前で、WはBに、「ここからは入ることが出来んけ、分からないことがあったら全部LINEで聞いて。」と言った。融資審査時、実際にはBの収入は10万円程度しかなかったにもかかわらず、WはBに「月収は18万円。年収は265万円。保険証は忘れました。」などと、LINEで指示を送った。

融資審査がおきて、Bが無人契約機から出てきた時に、Wが「じゃあお金の支払いがあるけ、お金をおろしに行こうか。」と言ったので、Bは、その日のうちにコンビニエンスストアに行ってお金をおろし、Wに50万円を渡した。Bはその後、再度同社の事務所に行って、消費者金融でもらった書類やコンビニエンスストアでお金を引き出した際の明細などをWに渡すと、Wは、Bの契約書などがとじられているファイルと一緒にとじた。同社との一連のやりとりの際に作成された書類は、このファイルの中にあり、WはBに一切書類を渡さなかった。

【事例 3】

平成25年12月、同社の勧誘者Vは、小中学校の同級生である消費者Cに電話で「2つ仕事していることは知ってるでしょ。もう1つは、CMの仕事してるんよ。」と言った。CがVにCMの仕事内容を聞くとVは、「なんて説明したらいいかよく分からない。でも楽しいよ。」「前にもう少しお金があったらいいと言ってたよね。小遣い稼ぎになったらいいと思わん？損はしないから、話を聞いてみない？」「話して貰う時間作って貰ったから。」と言った。Cは、何の仕事か分からない話に興味はなかったが、時間を取ってもらったので、翌日、家の近くで待ち合わせることにした。この時、VはCMの仕事に関する会社の名称をCに言わなかった。

当日、Cが同社の事務所に行くと、事務所の2階に案内され、数人の勧誘者から、同社の会員になり、友達を紹介すると紹介料が入ることや、分配金が入ることを説明され、1口10万円のリキッドクラスターを、5口50万円で購入するよう勧誘を受けた。Cは、「お金がないですから。」と言ったが断れるような雰囲気ではなかったので、契約することにした。勧誘者Uは、手取り月収6万円程度のアルバイト店員であるCに対し、「地方銀行で借りると、時間がかかり、何度も行かなければならない。消費者金融甲や消費者金融乙だと早く手続きができるからこっちの方がいいですね。」と言った。Cは、車で甲の無人契約機に連れて行かれ、審査を通すために、Uに教えられたとおり、正社員で月収16万円、年収200万円位と入力し、50万円を借りた。

同社の事務所に戻った後、Uは「書類は親にばれるとまずいから、預かってくから。」と言って、甲でお金を借りた時の領収書と一緒に、クリアファイルに入れた。Cは最初に、自分の親が怖いということをUに伝えていたので、書類等を渡されなかったのだと思った。

※甲及び乙は消費者金融会社の名称

【事例 4】

平成25年5月、同社の勧誘者Tは高校の同級生である消費者Dに「面白いことがある。」「いい話がある。」「今度一緒に話を聞きに行こう。」という誘いの電話をかけた。その時Dは、「どんな話なのか。」と聞いたが、Tは、「行ったら分かる。」と言うだけだった。それでもDはTを信用していたので、会ったときに詳しく聞けば良いと思い、それ以上は聞かず、DはTと会う約束をした。

約束した日に、TはDを車で同社の事務所連れて行き、Dは、事務所で勧誘者Sから勤務先や給料のことを聞かれた後、同社の会員になり、リキッドクラスターを購入するよう勧誘を受けた。SはDに、会員登録すれば、その会員には配当があることや、人を紹介すれば紹介料が得られるので、元金はすぐに取り返すことが出来て、小遣いが自然と増えてくるなどという話をした。同席していたTからも一緒にやろうと言われたので、Dは、前向きな気分になった。しかし、Dは預金が10万円しかなかったため、Sに「金がないので、50万円は払えない。」と言った。Sが、「取りあえず今日は、50万円のお金は要らない。入るのか、入らないのか、そこをはっきりしてくれ。」と言うので、Dは、「やります。」と返事をした。この時、DはSから何も書類を受け取らなかった。Dは、翌日、

会う約束をした後、事務所を出て、Tに車で送ってもらったが、自宅に着いた時には、午後11時頃になっていた。

翌日、Dが、約束の場所に行くと、TとSが来ていた。Sは、前日と同じ説明をした後、Dに50万円の支払い方法として、消費者金融での借金を勧めた。

Dは月収が13万円程度であったが、Sから「審査があるので、職業は会社員、年収は200万円、借り入れ理由は引っ越し代にすれば通る。」と教えられ、Sに消費者金融の無人契約機に連れて行かれた。Dは、ひとりで無人契約機の前に立ち、Sに言われたとおりに無人契約機の画面を操作して50万円を手にする、すぐにSに手渡した。

お金をおろすと、Dは同社の事務所に連れて行かれ、Sは、サポーター登録申請の契約書を出して、Dに書くように言った。その契約書は、Dがリキッドクラスター5口分を現金50万円で支払ったという内容だった。Sは、「この契約書は、親にでも見つかったら説明できないだろうから、会社で預かっておきます。」と言い、Dに契約書を渡さなかった。